

平成 25 年度

北海道立図書館運営計画

北海道立図書館

目 次

	(ページ)
はじめに	1
1 運営の重点	1
2 事業計画の概要	2
(1) 市町村支援	2
(2) 課題解決型サービス	5
(3) 道民向けサービス	7
(4) 子どもの読書活動の推進	9
(5) 北方資料サービス	11
(6) 連携する図書館	13
(7) 資料整備	14
(参考) 平成 25 年度図書館活動振興事業等予定一覧	15
3 予算の概要	16
4 組織体制	17
5 図書資料の整備計画	18
(1) 購入による資料収集	18
(2) 寄贈等による資料収集	20
(3) その他	20
6 施設及び設備の整備計画	21
7 非常措置計画	21
(資料) 北海道立図書館防火管理規程	巻末に掲載
8 管理運営と組織・機構の改善	21

はじめに

北海道立図書館では、平成 25 年度から 29 年度までの図書館事業の推進目標を示す新たな「北海道立図書館事業推進計画」を策定しました。

平成 25 年度運営計画は、この新推進計画の 1 年目として、今年度取り組む事業等を示したものです。

1 運営の重点

平成 25 年度の運営に当たっては、「北海道立図書館運営の基本方針」に基づき「北海道立図書館事業推進計画」に掲げる施策目標の実現に向け、次の事項を重点的に取り組んでまいります。

- (1) まちの図書館を応援します～市町村支援～
- (2) あなたの「知りたい」を解決します～課題解決型サービス～
- (3) あなたの生涯学習を応援します～道民向けサービス～
- (4) 子どもの生きる力をはぐくみます～子どもの読書活動の推進～
- (5) 北海道人の英知を現在・未来に活かします～北方資料サービス～
- (6) 人・図書館・団体をつなげます～連携する図書館～
- (7) 北海道全体の図書館サービスの向上を支えます～資料整備～

北海道立図書館運営の基本方針（昭和42年4月制定 平成16年3月最終改正）

北海道立図書館は、道民の生涯学習を支援する拠点の一つとして、図書館機能の充実に努め、広く道民へのサービスの展開を目指します。

○ 図書館のセンターとして 一図書館の図書館一

道内の図書館網のセンターとして、市町村立図書館の活動に協力し、併せて専門図書館、大学図書館等とも連携して、図書館活動の推進に努める。

○ 参考図書館として 一何でもわかる図書館一

道民の多様なニーズに対応できるよう、一般資料のほか比較的高度な調査研究に必要な資料等を整え、道民がこれらの資料を利用できるサービスを行う。

○ 全域サービスの図書館として一道民みんなの図書館一

図書館未設置地域への支援、図書館情報システムの整備等により、いつでも、だれでも、どこからでも求められた資料や情報に対応できる図書館サービスを展開する。

2 事業計画の概要

「北海道立図書館事業推進計画」に基づき、本年度は、次の事業を実施します。

	◇計画目標値等
<p>(1) 市町村支援</p>	
<p>道民がどこに住んでいても十分な図書館サービスを受けられるよう、市町村活動支援事業による協力・助言を行うとともに、図書館未設置市町村の図書館設置に向けた働きかけや情報提供等の支援を行います。</p> <p>また、協力サービスについては、多様で高度なニーズに対応できるよう、資料を幅広く収集し、迅速な貸出しやレファレンスを行うとともに、市町村立図書館等の活用が促進されるよう周知します。</p>	<p>・町村における図書館設置率 63 町村 (43.4%) → 64 町村 (44.1%)</p>
<p><u>ア 市町村立図書館等の活動支援</u></p>	
<p>(ア) 市町村活動支援事業^{*1}</p>	
<p>図書館設置や図書館活動の活性化を図る市町村を支援するため、次の事業を実施します。</p>	
<p>a 運営相談</p> <p>図書館設置、資料の収集・配架・除籍、カウンター業務、レファレンスサービス、地域資料の収集・活用、PR 方法及びボランティアの育成等、図書館(室)運営全般について助言や情報提供を行うほか、要望によりテーマを設定した実務研修を行うなど、市町村立図書館等の実情に即した運営相談を実施します。</p>	<p>・24 市町村 → 13 市町村</p>
<p>また、複数市町村合同での活動支援事業を実施し、広域連携の促進や相乗効果による市町村の活性化を図ります。</p>	<p>・3 地域 → 3 地域</p>
<p>b 図書館フェスティバル</p> <p>市町村と連携し、資料展示やおはなし会などを行う図書館まつり、読書まつり等の企画や資料展示の方法について助言しながら、イベントを共同で開催し、読書活動の推進を図ります。</p> <p>また、北海道立文学館出前講座と連携したイベントや道立図書館の除籍本を活用した古本市を開催します。</p>	<p>・15 市町村 → 7 市町村 (うち、古本市 2 市町村、文学館連携 3 市町村)</p>
<p>c 図書館活動支援ボックス</p> <p>図書館活動の活性化を図る市町村立図書館等に図書を一括して貸し出し、利用の促進や図書館づくりを支援します。</p>	<p>・40 市町村 → 40 市町村 程度</p>
<p>d 図書館活動重点サポート</p> <p>図書館設置や活動の活性化を図る図書館未設置の市町村に対し、新刊書の定期的な貸出しとともに、運営相談や図書館フェスティバル等を組み合わせ、</p>	<p>・1 市町村 → 1 市町村</p>

◇計画目標値等：平成 25 年度の達成目標を「24 年度推計値→25 年度目標値」として表示し、事業等の実施見込み(予定)数を「24 年度実施数→25 年度見込み(予定)数」として表示

図書館活動全般を支援します。

e 研究協議会（情報交流会）

各総合振興局・振興局管内別に研究協議会（情報交流会）を開催し、図書館活動に関する資料や情報の提供、市町村相互の情報交換及び研究を行います。

・7地域→
7地域

(イ) 市町村立図書館等の資料展示の参考となるよう、当館の展示情報や展示目録をホームページに公開するとともに、テーマや資料についての助言や協力貸出しを行います。

(ウ) 研修の実施^{※2}

市町村立図書館等職員の資質向上のため、研修会等を実施します。

a 新任職員研修

市町村立図書館等に勤務して原則1年未満の職員を対象として、図書館業務に必要な基本理念及び基礎知識の習得を目的に実施します。

・2日間→
2日間

b 中堅職員研修

市町村立図書館等に勤務して3年以上の職員を対象として、図書館運営・企画能力の向上、変化する利用者ニーズに対応できるスキルの習得を目的に実施します。

・2日間→
2日間

c 専門研修

市町村立図書館等の職員を対象として、特定のテーマ（経営、サービス、子ども読書）について、職場や地域における指導的な役割を果たすスキルの習得を目的に実施します。

・4回→4回/
1日間

d 研究集会

図書館活動に関する今日的な課題等について協議するとともに、相互理解を深め、これからの図書館の管理・運営について考えるための研修を実施します。

・2日間→
2日間

※1 市町村活動支援事業・子ども読書活動事業（9ページに記載）：共に市町村の図書館設置や図書館活動の活性化を支援する市町村活動支援事業

平成25年度の市町村活動支援事業一覧

支援事業名		25年度計画	<参考>24年度計画
市町村活動支援	①運営相談	13市町村	24市町村
	②図書館フェスティバル	7市町村	15市町村
	③図書館活動支援ボックス	(40市町村程度)	(40市町村)
	④図書館活動重点サポート	1市町村	1市町村
	⑤研究協議会（情報交流会）	7地域	7地域
子ども読書活動支援	①子ども読書相談	6市町村	6市町村
	②学校ブックフェスティバル	14市町村	12市町村
	③学校図書館環境改善事業	28市町村	9市町村
	④子ども読書ボランティア育成事業	(子ども読書相談等を含む)	2市町村
	⑤学校図書館サポートボックス	(12市町村)	(12市町村)
	⑥子どもイベントサポートボックス	(随時受付)	(随時受付)
実施市町村等数計		69市町村・7地域	69市町村・7地域

*平成24年度に実施した「子ども読書ボランティア育成事業」は「子ども読書相談」等の中で助言、情報提供等を行う。

*（ ）は、資料の貸出しの見込み数。

※2 研修の実施：(ウ)のa、b、c、dについて、北海道図書館振興協議会と共催により開催

<p>e レファレンス体験研修 市町村におけるレファレンスサービスの向上と職員のスキルアップのため、市町村立図書館等の実情に合わせた個別研修を実施します。</p>	<p>・7回→5回</p>
<p>f ICT^{※3}を活用した遠隔地研修 平成26年度の図書館情報システム更新（予定）に向け、動画コンテンツなどによる遠隔地研修の実施について検討します。</p>	
<p>(エ) 図書館ポータル^{※4}や『あけぼのつうしん』により、市町村立図書館等の活動に関する様々な情報を提供します。</p>	<p>・『あけぼのつうしん』発行 4回→4回</p>
<p><u>イ 図書館設置の促進</u></p>	
<p>(ア) 条例設置の図書館と公民館図書室等との違い、図書館のつくりかたやメリット、設置市町村の事例などについて、わかりやすく説明した「図書館条例設置推進リーフレット」を作成し、図書館未設置の市町村教育委員会や教育局に配付します。</p>	
<p>(イ) 運営相談や研究協議会など様々な機会を利用して、図書館設置の働きかけを行うほか、図書館未設置市町村の求めに応じて、条例設置や図書館建設の具体的な助言や情報提供を行います。</p>	
<p><u>ウ 協力サービスの推進</u></p>	
<p>(ア) 協力貸出し^{※5}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力貸出しや協力レファレンス^{※6}が多くの市町村立図書館等に利用されるよう、利用方法などについてわかりやすく説明した「協力サービス利用促進リーフレット」を作成し、各研修会等で配付するなどのPRを行うほか、市町村立図書館等からのリクエストに積極的に応えます。 ・ 図書館情報システムの更新（平成26年度予定）に向けて、横断検索^{※7}、ILLシステムの環境整備を進めます。 	<p>・利用市町村 155市町村 →160市町村</p> <p>・貸出し 43,000冊 →44,000冊</p> <p>・リクエスト 1,800件→ 1,800件</p>

※3 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略語。情報・通信に関連する技術一般の総称で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現

※4 図書館ポータル：北海道立図書館情報システムの機能で、道内図書館向けサイト。横断検索、相互貸借申込み、予約・リクエスト、お知らせなどの機能を一元化し、業務の効率化を進め、利用者サービスの向上を目指す。

※5 協力貸出し：利用者の求める資料を市町村立図書館等が所蔵していない場合に、地元の図書館等を通して貸出しを行うこと

※6 協力レファレンス：市町村立図書館等からの依頼により行うレファレンス。レファレンスとは、情報を求めている利用者に対して、調査の援助をすること

※7 横断検索：道立図書館と道内市町村立図書館（参加館のみ）の所蔵資料を一括して検索すること

(イ) 協レファレンス

- ・ 市町村立図書館等から寄せられる協レファレンスに迅速・的確に対応し、サービスの向上と利用促進に努めます。
- ・ 調査・回答事務を効率的に進めるため、情報検索リンク集^{※8}「Do-Links」の維持・更新のほか、国立国会図書館「レファレンス協同データベース」へのレファレンス事例の登録・公開を推進するなど、レファレンスツールの充実に努めます。
- ・ ホームページや図書館ポータル等を活用し、市町村立図書館等に役立つ情報を幅広く提供します。

・レファレンス
1,360件→
1,460件

(ウ) 市町村立図書館等から寄せられる協貸出しや協レファレンスに対応できるよう、幅広い資料を収集し、資料の充実を図ります。

(2) 課題解決型サービス

道民や地域が抱える課題解決を支援するため、道民自らが必要な資料や情報を選択し活用できるよう、「暮らし」「仕事」「地域の活性化」の観点から、資料・情報の収集・提供、レファレンスサービスの充実を図ります。

平成25年度は、特に「暮らしの支援」に重点を置いてサービスの充実に努めるとともに、「ほっかいどう地域の課題解決サポート事業」の推進にも取り組みます。

ア 暮らしの支援

(ア) 医療・健康情報、法情報及び生活関連情報等、日常生活において関心の高い分野を中心に資料・情報を収集し、パスファインダー^{※9}の作成、情報検索リンク集「Do-Links」の充実など、ホームページにより道民にわかりやすく活用しやすい情報を提供、発信します。

(イ) 日常生活において最も身近で関心の高い医療・健康情報について、自ら調査し必要な資料・情報を収集できるよう、医療・健康情報コーナーを設置し、関係機関の資料・情報の収集及び提供に努めます。

イ 仕事の支援

就業、起業、仕事のスキルアップ等、働く人たちを支援する資料・情報を収集し、ビジネスコーナーや図書館海援隊^{※10}コーナーの充実に努めるとともに、ホームページ等を活用し、情報を発信します。

※8 情報検索リンク集：テーマに沿って関連する外部ウェブサイトのアドレスをまとめたもの

※9 パスファインダー：テーマごとに図書館資料や情報の探し方を一覧できるガイド

※10 図書館海援隊：文部科学省の呼びかけにより平成22年1月発足。仕事や生活に困っている人等に、関係機関と連携して様々な課題解決の支援サービスを提供する取組

ウ 地域の活性化支援

道政課題や道内各地域の課題解決に役立つ資料・情報の収集、提供を行うほか、道政サポートサービスについて貸出しやレファレンスサービスの利用促進のためのリーフレットを作成、配布し、職員ポータル等を通じて周知します。

エ 共通事項

(ア) 情報リテラシー^{※11}支援

- ・ 道民が抱える課題を自ら解決できるよう情報検索リンク集「Do-Links」の維持・更新に努め、時宜にかなったテーマのパスファインダー、文献目録^{※12}の作成など、課題解決型サービスのコンテンツの充実に努めます。
- ・ 図書館利用講座をはじめ、情報リテラシー支援のための講座や事業を実施します。

・ 講座
12回→12回
・ うち連携事業
8回→9回

(イ) レファレンス機能の強化

- ・ 国立国会図書館や専門機関等と連携協力し、また各種データベースや情報源を活用することにより、多様化、高度化するレファレンスに的確に対応します。
- ・ 国立国会図書館「レファレンス協同データベース」へのレファレンス事例の登録・公開を促進し、市町村立図書館等や道民が、いつでもどこにいても課題解決を図れる環境を目指します。
- ・ 来館者に有料データベースを公開し、来館者自身が調べることのできる環境整備を行います。

・ 公開件数
35件→
240件

(ウ) スキルアップのための研修等

- ・ 様々な質問に迅速・的確に応えられるよう、情報の共有化や研修等により、職員のスキルアップに努めます。
- ・ 市町村立図書館等職員のスキルアップに寄与するため、レファレンス体験研修を実施します。(〔1〕ア〔ウ〕e参照)

(エ) ホームページの活用や利用促進を図るリーフレット等を作成するほか、各種事業などあらゆる機会をとらえて、レファレンスや課題解決支援機能をPRします。

※11 情報リテラシー：様々な情報源の中から必要な情報を収集し、正しく評価し有効に活用するための知識や能力

※12 文献目録：「北海道人物文献目録」のようにあるテーマについてどのような資料が出版されているか、あるいは図書館で所蔵しているかを著した目録。図書館では、所蔵資料の紹介や利用者ニーズに応えるため、効率的なレファレンスや資料の提供ができるよう作成している。

(3) 道民向けサービス

多くの道民が気持ちよく利用でき、資料・情報の要求に的確に対応できるよう、職員のスキルアップと接遇の向上に努め、閲覧環境の整備や各種事業の充実を図ります。

また、道民が、誰でもどこでもいつでも利用できるよう、環境の整備や利便性の向上に努めます。

・年間来館者数
95,400人→
100,300人
・直接貸出冊数
128,400冊→
141,300冊

ア 来館型サービスの充実

(ア) 講座・展示の充実

- ・道民カレッジ等との連携による図書館の利用講座や講演会を開催し、道民の学習機会を提供します。
- ・年間展示計画に基づいた資料展示のほか、道民が抱える課題や多様化する利用者ニーズの把握により時宜を得た展示を実施し、所蔵資料のPRに努めます。

・講座
12回→12回
・うち連携事業
8回→9回
・展示
42回→42回

(イ) 館内見学の推進

北海道立図書館の機能やサービスについて周知を図るため、道民や図書館関係職員等を対象に館内見学事業を行います。

- a 子ども向けあるいは一般資料・北方資料などのテーマを設定し、定期的に書庫ツアーを行います。
- b 学校・団体等から見学の申込みを随時受け付け、要望に応じた見学会をその都度行います。

・書庫ツアー
6回→6回

(ウ) 平成26年度の図書館情報システム更新(予定)に向け、利便性の向上を図るため、館内インターネット環境の整備等について検討します。

(エ) ボランティアとの協働

図書館活動に関心を持ち、活動を通じて自己実現を目指す人々と協働し、より開かれた図書館活動の活性化に努めます。

イ 非来館型サービスの充実

(ア) インターネット予約貸出しを周知するため、利用促進リーフレット等を作成、配布するとともに、受取館^{※13}や利用者の要望を踏まえ運用方法を改善します。

・受取館
96館→98館
・貸出冊数
4,000冊→
4,400冊

※13 受取館：インターネット予約貸出しで個人が道立図書館の所蔵資料を借り受ける際に、道内図書館等(受取館)を通じて資料の受取を希望した場合、窓口となる道内図書館等

(イ) いつでもどこでも受付可能なメールレファレンス^{※14}の利便性を、ホームページ等によりPRし、利用促進に努めます。

ウ 障がい者サービスの充実

(ア) 資料・情報の充実

- ・ 高齢者も利用できる大活字本を中心に資料を収集するとともに、ホームページにより所蔵資料を紹介します。
- ・ 当館ホームページの情報検索リンク集「Do-Links」において、有用サイト等を情報提供します。

(イ) 全道視覚障がい者情報提供施設協議会など関係機関との情報交換、ホームページ等を活用した関係機関に関する情報案内など、相互理解や連携に努めます。

エ デジタル資料の充実

(ア) 北方資料のデジタル化について、対象資料、優先順位、方法等を検討し、計画的に推進するとともに、デジタル化した資料を順次公開し、デジタルライブラリーの充実を図ります。

・ 公開点数
3,500点→
3,600点

(イ) 電子書籍^{※15}について先進事例を調査し、図書館情報システムの更新（予定）に合わせた導入に向け、収集や提供のあり方などについて検討します。

オ インターネットを活用した情報の発信

(ア) ホームページで当館の事業・活動情報を迅速に公開するとともに、道内の図書館等で行われる各種イベント等の情報提供を行うなど、多様な利用者に対応した有用な情報を発信します。

・ ホームページ(トップページ)アクセス数
317,000件→
323,600件

(イ) Twitter^{※16}により事業や研修等の情報発信を行うなど、広報活動の充実に努めます。

※14 メールレファレンス：道立図書館のホームページから申し込むレファレンスサービスのこと。24時間申込みを受け付け、電子メールで回答する。

※15 電子書籍：パソコンや携帯端末等で見られる書籍や出版物のこと。端末で購入もしくは閲覧の手続きを行い、いつでもどこでも資料を閲覧することができる。

※16 Twitter：インターネット上のコミュニティツールの一つで、一度に140文字以内の記事を投稿することができ、それを不特定多数のユーザーと共有することができる。情報発信の一つとして、自治体や団体等でも活用されている。

(4) 子どもの読書活動の推進

「北海道子どもの読書活動推進計画[第三次計画]生きる力をはぐくむ北の読書プラン」(平成 25 年 3 月北海道教育委員会策定)及び「子どもの読書活動推進プログラム」(平成 24 年 1 月北海道教育委員会策定)に基づき、子どもの読書活動への支援を推進するとともに、児童コーナーの充実を図ります。

特に、学校における読書活動推進のためには、子どもたちや教職員が活用しやすい魅力ある学校図書館づくりが重要であることから、学校で実施する事業の実施市町村数を大幅に拡充します。

ア 市町村における子どもの読書活動の支援

(ア) 子ども読書活動支援^{*1}

a 子ども読書相談

市町村の子ども読書活動推進計画の策定、子ども読書活動に関する研修会及び読書ボランティアの育成等に対して助言するなど、子ども読書活動全般について実情に即した相談を行います。

・ 6 市町村 →
6 市町村

b 学校ブックフェスティバル

市町村と連携して、図書の貸出しや読み聞かせを行う読書イベントを実施し、市町村における図書館・学校との連携の向上を図ります。

・ 12 市町村 →
14 市町村

c 学校図書館環境改善事業

市町村と連携して、教職員、学校ボランティア等を対象に学校図書館の改善について助言し、子どもの読書環境の向上を図ります。

・ 9 市町村 →
28 市町村

d 子どもイベントサポートボックス

おはなし会や図書館まつり等の事業に際し、大型絵本、しかけ絵本、エプロンシアター等を貸し出します。

・ 随時

e 学校図書館サポートボックス

約 200 冊の図書をセットにした「理科読セット」「朝読・昼読ボックス」を、市町村を通じて主に小学校に貸し出すことにより、幅広い読書を提供します。

・ 12 市町村 →
12 市町村

(イ) 子ども読書活動推進計画の策定に向けて、電話・対面等による相談など、あらゆる機会を捉えて協力・助言を行います。

・ 策定市町村数
96 (推定) →
112 市町村

(ウ) 広く子ども読書活動への関心と理解が深まり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲が高まるよう、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を活用した子ども読書イベント・資料展示などの事業の啓発を行うとともに、企画や実施について協力・助言を行います。

・ 事業実施市町村数
112 市町村
→ 123 市町村

(エ) 一人ひとりの赤ちゃんが絵本を開く楽しい体験をできるように、NPO ブックスタートのパンフレットを送付するなど、ブックスタート事業に関する情報提供に努めます。

・事業実施市町村数
165(推定)→
167市町村

イ 他機関との連携による子どもの読書環境の整備

(ア) 研修の実施

- ・ 新任職員研修、専門研修等において、北海道図書館振興協議会と連携して、子どもの読書活動の推進に必要な研修を行います。
- ・ 10年経験者研修や長期休業期間中の教員研修等において、教職員の公立図書館や学校図書館への理解を図ります。

(イ) 関係機関との連携・情報共有

- ・ 各種研修事業や北海道の青少年のための200冊選定等において、北海道学校図書館協会や北海道青少年育成協会等と連携し、子どもの読書環境の整備に努めます。
- ・ 北海道読書推進運動協議会との連携により、優良読書グループ表彰やこどもの読書週間における取組の促進等を図ります。

(ウ) 市町村や子ども読書関係団体等の研修会等に講師を派遣し、子ども読書活動支援を通じて蓄積した情報を提供します。

ウ 道立図書館における子どもの読書活動の推進

(ア) 児童コーナーの児童書や調べ学習の資料を計画的に整備するほか、「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」等における資料展示や子ども向け利用講座等を実施し、子どもの利用の拡大を図ります。

(イ) ホームページ等において、子どもの読書に関する資料や情報を収集、提供するとともに、調べ学習に役立つ子ども向けパスファインダーを作成します。

(ウ) 道立学校の図書館への貸出しや環境改善について、学校や関係機関と協議し、試行的に実施します。

(5) 北方資料サービス

北方資料センターとして、関係機関等との連携・協力により、資料の網羅的な収集に努めるほか、地域の課題解決に役立つレファレンスサービスの充実、講演会等の開催やホームページ等により地域情報を発信します。

また、北海道の貴重な地域資料を次世代に残すため、デジタル化等による資料保存の取組やデジタルライブラリーによる資料の公開を進めます。

・北方資料蔵書
冊数（図書等）
274,000冊
→284,000冊

ア 北方資料センターとしての資料収集・保存の充実

(ア) 北方資料の収集

- ・ 市町村立図書館等、関係機関等と連携し、資料の網羅的収集を目指します。
- ・ 北海道が発行する資料については、道行政情報センターと連携しながら収集します。
- ・ 研究者、個人及び各種団体等との連携により、資料の寄贈や情報の収集を進め、資料の充実を図ります。
- ・ 図書館ポータルやTwitterなどを活用し、未所蔵資料の寄贈の呼びかけを行います。

(イ) 所蔵資料の複製及びデジタル化を計画的に進め、原資料の保存に努めます。

(ウ) 従来のボランティア活動を発展させ、多様な活動で継続的に北方資料室を応援する「北方資料サポーター」（仮称）を組織化し、協働した取組を進めます。

イ レファレンスサービスの充実

(ア) レファレンスツールの充実

- ・ 北方雑誌の目次情報について、データベース化を継続的に進めるとともに、調査・研究に役立つ資料として『北の資料』を作成します。
- ・ 道立施設及び道内試験研究機関の有用な情報や利用方法等を調査し、道民の課題解決に役立つ専門機関情報を提供します。

・『北の資料』
発行
2回→2回

(イ) 道立文書館、道立アイヌ民族文化研究センター、札幌市文化資料室（H25.7以降、札幌市公文書館に改称）等、道内関係機関と連携・協力し、研修会への参加や研修受入れにより、職員の資質向上を図るとともに、地域資料に関する情報交換に努めます。

ウ 講演会・講座・展示等による地域情報の発信

(ア) 北方地域に関する講演会等の開催

- ・ 利用講座（「今すぐ暮らしに役立つ北方資料入門講座」）や書庫ツアーなどを開催し、北方資料の理解やPRを図ります。
- ・ 資料展示（テーマ別）を年4回実施するほか、時宜を得た展示、雑誌や視聴覚資料などの展示を実施します。
- ・ 北海道史研究協議会との連携・協力により「資料で語る北海道の歴史講演会」を開催するほか、その他関係機関と連携して講座等を開催し、地域情報の発信を図ります。

・ 講座等
4回→4回

・ 展示
12回→12回

(イ) 市町村立図書館等や関係機関・団体と協力し、道内各地で北方地域に関する北方資料移動展示を開催します。

(ウ) ホームページを活用して、新着雑誌等の紹介、未所蔵資料の寄贈依頼など北方資料に関する情報発信を行うとともに、当館及び関係機関で行われる北方地域に関する事業（講演会・講座、資料展示会等）について情報提供します。

エ デジタルライブラリーの充実

(ア) 北方地域の歴史等を伝える貴重資料の公開（〔3〕エ〔ア〕の再掲）

北方資料のデジタル化について、対象資料、優先順位、方法等を検討し、計画的に推進するとともに、デジタル化した資料を順次公開し、デジタルライブラリーの充実を図ります。

・ 公開点数
3,500点→
3,600点

(イ) 図書館や文書館など関係機関との研修会等を実施し、ネットワーク化やデジタル資料の相互公開等について、研究を進めます。

〔6〕連携する図書館

道内図書館のセンター図書館として、相互利用のための調整や各種事業を行い、図書館相互の連携・協力や、企業、学校、ボランティアグループ等、関係団体等と連携を図り、道民へのサービス拡大へつなげます。また、北海道図書館連絡会議や北海道図書館振興協議会等、関係団体と協力し各種事業を推進します。

ア 他機関（大学図書館等）・異業種との連携

（ア）多様化する市町村立図書館等の資料要求やレファレンスに的確に答えるため、大学図書館や専門機関との連携を促進し、相互協力を強化します。

（イ）図書館ポータル等により、道内図書館等間の情報の共有化に努めます。

（ウ）研修・実習等における連携

- ・ 学校（小・中・高・大学）の職場体験等や関係機関の職員研修を受入れます。
- ・ 市町村立図書館等や関係団体等の要請に応じ、各種研修会等に講師として職員を派遣します。

（エ）江別市文京台地区道立教育 3 施設や文化施設連絡協議会「かるちやる net」等と連携して、図書館の PR 及び利用促進のため、「発見！体験！森林公園スタンプラリー（予定）」などの事業を実施します。

イ 各種団体との連携

（ア）北海道図書館大会〈北海道図書館連絡会議〉

北海道図書館大会を共催し、館種を越えた課題等について協議・情報交換等を行い、道内図書館の振興と相互連携を図るため、北海道図書館大会運営委員会を開催し、企画・運営について協議します。

（イ）優良読書グループ表彰〈北海道読書推進運動協議会〉

全国表彰への推薦及び北海道表彰の実施により、民間における読書活動の振興を図ります。

（ウ）研究協議会（情報交流会）〈各管内図書館協議会〉（〔1〕ア〔ア〕e の再掲）

各総合振興局・振興局管内別に研究協議会（情報交流会）を開催し、図書館活動に関する資料や情報の提供、市町村相互の情報交換及び研究を行います。

（エ）「資料で語る北海道の歴史講演会」の開催〈北海道史研究協議会〉（〔5〕ウ〔ア〕参照）

北海道史研究協議会との連携・協力により講演会を開催し、地域情報を発信します。

(7) 資料整備

北海道における資料センターとしての役割を果たすため、「北海道立図書館資料収集方針」等を基本に、「北海道立図書館資料収集計画」（平成 25 年度～29 年度）に基づき、課題解決型サービス、協力レファレンス及び子どもの読書活動の推進に役立つ資料等の収集・整備に努めます。

ア 道立図書館の責務を果たすための資料整備

(ア) 資料の収集整備

- ・ 「5 図書館資料の整備計画」（18 頁に掲載）に基づき、今年度の重点テーマを「暮らしの支援」とし、医療・健康、法情報、福祉、防災等に関連する資料の充実に努めます。
- ・ 子どもの読書活動推進、市町村支援活動事業及び図書館づくり・図書館運営に役立てるため、図書館学資料及び出版関連資料を継続して収集します。
- ・ 障がい者サービス資料は、高齢者も利用できる大活字本を中心に収集します。
- ・ 北方資料について、新刊書はもれなく収集するほか、北方地域関連資料の充実に努めます。

(イ) 重点テーマにより収集した資料の利用動向などを検証し、北海道立図書館として備えるべき資料の内容、数量を明確化し、収集整備のための計画策定について検討します。

イ 多様な手段による資料の収集・保存

(ア) 非流通資料の収集・保存

- ・ 国や公共団体、大学、研究機関等が発行する非流通資料の系統的収集に努めます。
- ・ 出版情報を収集し寄贈依頼等による入手に努めるとともに、道内関係機関等と連携し、北方資料の効率的な収集を図ります。

(イ) 市町村立図書館等の蔵書の更新を支援するとともに、資料の充実に図るため、市町村立図書館等の除籍資料の受入れ・保存に努めます。

(ウ) 北方資料の収集活動に関するリーフレットを作成し、インターネット等あらゆる機会を通じ、北方資料収集の理解を図りと資料寄贈の呼びかけを行います。

ウ 電子書籍に対する取組（〔3〕エ〔イ〕の再掲）

電子書籍について先進事例を調査し、図書館情報システムの更新（予定）に合わせた導入に向け、収集や提供のあり方などについて検討します。

・ 道民に利用された蔵書冊数（総貸出冊数）
222,000 冊
→240,000 冊

・ 蔵書（累計）
図書
105.7 万冊→
107.8 万冊
雑誌類
108.9 万冊→
110.6 万冊

・ 図書（増加）
24,000 冊→
21,000 冊
・ 雑誌類（増加）
16,000 冊→
17,000 冊

(参 考) 平成25年度 図書館活動振興事業等予定一覧

月	上 旬	中 旬	下 旬
4			○子ども読書の日(23日) ○こどもの読書週間(4/23～5/12) ○北図振～第1回理事会・総会(25日、札幌市) ○日図協～図書館記念日(30日)
5	○日図協～図書館振興の月 ・書庫ツアー(子ども向け)(3日)	○北学図～定期総会(11日、札幌市)	・道民カレッジ連携講座(25日) ○日図協～第1回理事会(29日、東京都) ・評議員会(30日、東京都) ○日図協(公共図書館部会)～第1回幹事会(30日、東京都)、総会(31日、東京都) ○全公図～第1回理事会(30日、東京都) ○北読進協～総会
6	○北図振～北海道図書館新任職員研修会(6～7日、道立図書館) ・道民カレッジ連携講座(8日)		○北日図連～総会・理事会(20日、仙台市) ○北日図連～北日本図書館大会(20～21日、仙台市) ○全公図～総会(28日、東京都) ○北海道図書館連絡会議(第1回)
7	○発見!体験!森林公園スタンプラリー(7/6～9/8) ○北図振～管内図書館振興協議会等～地方研究集会7～2月、各管内で開催)	○北図振～北海道図書館中堅職員研修会(11～12日、道立図書館) ・北海道立図書館協議会(第1回)	・書庫ツアー(30日) ○北図振～全道図書館職員録の発行
8	○北学図～全国学校図書館夏期セミナー(5～6日、函館市)		○北図振～「北海道の図書館—平成25年4月1日現在—」発行
9	○北図振～北海道図書館大会(5～6日、札幌市)	○北学図～北海道学校図書館研究大会小樽大会(20～21日、小樽市)	・道民カレッジ連携講座(28日)
10		○北図振～全道図書館研究集会(10～11日、道立図書館)	○日図協・北日図連～全国公共図書館研究集会総合・経営、サービス部門、北日図連研究協議会(24～25日、山形県村山市) ○読書週間(10/27～11/9) ○文字・活字文化の日(27日) ○北読進協～優良読書グループ表彰
11	・書庫ツアー(3日) ・北海道立図書館協議会(第2回)	○北図振～第2回理事会、全道図書館長会議(14日、札幌市) ・道民カレッジ連携講座	○日図協～全国図書館大会(21～22日、福岡市) ○北図振～専門研修(経営/企画・広報)(28日、遠軽町) ○北海道図書館連絡会議(第2回)
12	○北学図～青少年読書感想文全道コンクール及び北海道指定図書館読書感想文コンクール(1日、札幌市)	○北図振～専門研修(サービス/資料保存)(11日、滝川市)	
1	○北学図～北海道学校図書館研修講座(7～9日、札幌市)		○北図振～専門研修(サービス/地域資料)(23日、道立図書館) ○日図協(公共図書館部会)～第2回幹事会(書面) ○全公図～第2回理事会(書面)
2	・書庫ツアー(6日)	○北図振～専門研修(子ども読書/活性化)(13日、道立図書館) ・道民カレッジ連携講座	○北日図連～第2回理事会(書面)
3		・北海道立図書館協議会(第3回)	

◇凡例 ・北 図 振 … 北海道図書館振興協議会 ・北日図連 … 北日本図書館連盟 ・北読進協 … 北海道読書推進運動協議会
・北 学 図 … 北海道学校図書館協会 ・日 図 協 … 日本図書館協会 ・全 公 図 … 全国公共図書館協議会

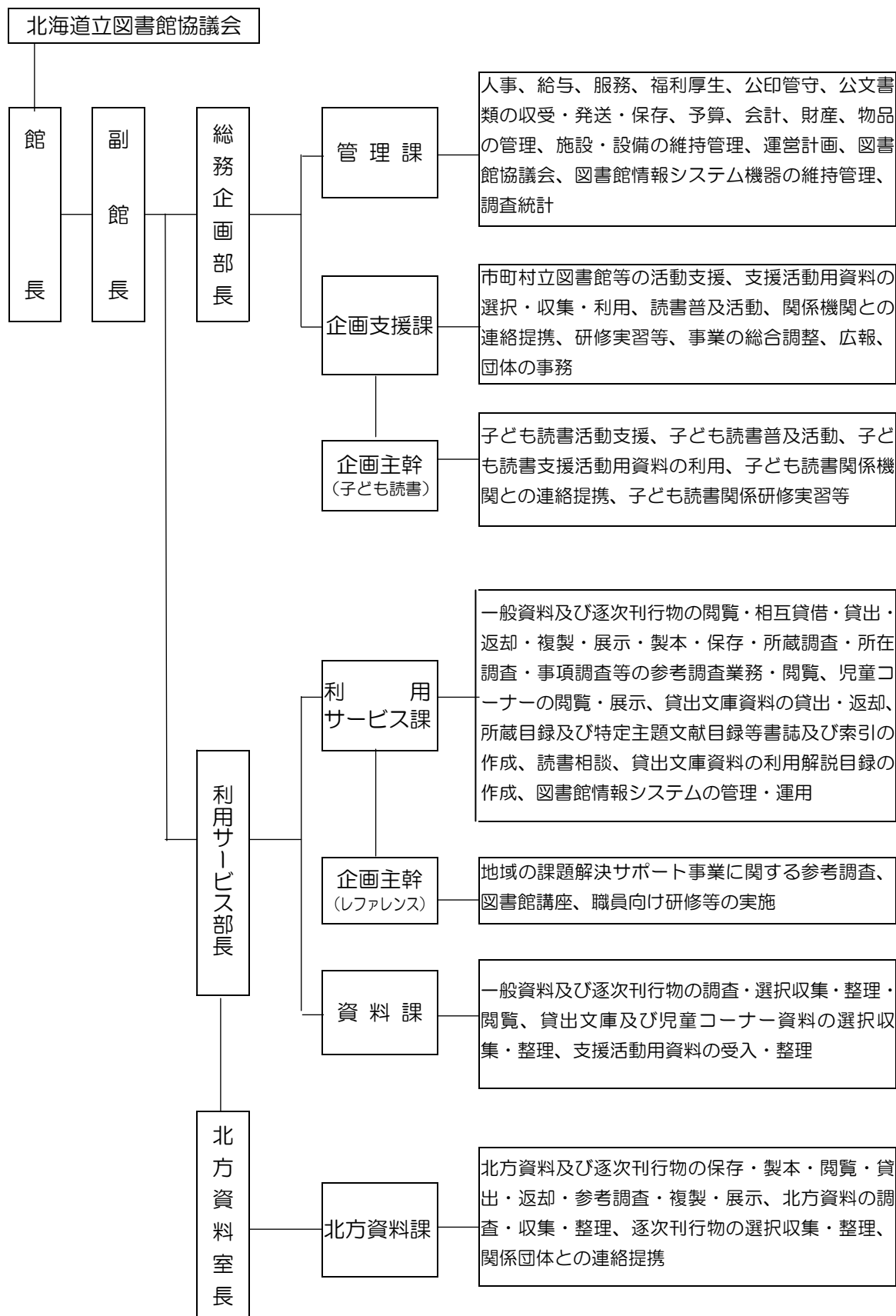
3 予算の概要

○平成 25 年度当初予算

(単位：千円)

項 目	24 年度	25 年度	増 減	摘 要
義務的経費				
北海道立図書館協議会	544	544	0	協議会運営に要する経費
小計	544	544	0	
施設等維持管理費				
図書館維持運営費 (維持費)	44,540	45,993	1,453	施設の適切な維持管理に 要する経費
図書館情報システム整備費	51,215	0	△51,215	情報システムの維持に要する 経費 (システム一元化により道 情報政策課へ移行)
小計	95,755	45,993	△49,762	
一般施策事業費				
図書館情報システム運営費	7,777	6,815	△962	市町村立図書館等との通 信ネットワーク、及び情報整備 経費
図書館維持運営費	6,079	5,840	△239	事業及び施設運営の円滑 な実施に要する経費
図書館資料整備費	32,971	31,981	△990	資料収集に要する経費
小計	46,827	44,636	△2,191	
計	143,126	91,173	△51,953	

4 組織体制



5 図書館資料の整備計画

平成 25 年度の北海道立図書館における資料の収集は、北海道立図書館資料収集方針等を基本に、北海道立図書館資料収集計画（平成 25 年度から 5 ヶ年）に基づき整備します。

〔1〕購入による資料収集

【 図書資料 】

ア 一般資料

（ア）資料収集に当たっての基本

- a 収集範囲は新刊書を中心とし、必要に応じて既刊書及び復刻資料も含むものとします。
- b 市町村立図書館等及び道民からのリクエストについては、積極的に対応します。
- c 貸出文庫資料は、市町村立図書館等からのリクエストを重視して収集します。

（イ）重点項目

- a 一般図書
 - (a) 今年度の重点テーマを「暮らしの支援」とし、医療・健康、暮らしの法律、福祉、防災など、道民の生活と生命に関わる分野に重点をおき収集します。
 - (b) 前項以外では、貸出要望の高い資料や地域の課題解決に役立つ資料を積極的に収集します。
- b 参考図書
 - (a) 年鑑、年報、白書、統計書及び各種業界情報は、継続して収集します。
 - (b) 各分野の主要な事典、ハンドブックの充実を図ります。
 - (c) 各国語の辞典類を更新します。
- c 児童図書

各種の受賞作品のほか、調べ学習に活用できる資料など、子どもの読書活動推進のための資料を収集します。
- d 図書館学関係資料

市町村における図書館等の運営に役立てるため、図書館学関係資料を収集します。
- e 障がい者サービス資料

高齢者も利用できる大活字本を収集します。

（ウ）収集計画〔各部門別購入計画〕

（単位：冊、％）

区 分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学・技術	産業	芸術	語学	文学	児童書	復刻雑誌	合計
目標冊数	230	250	500	1,300	550	530	430	500	100	1,100	450	40	5,980
構成比率	3.8	4.2	8.4	21.7	9.2	8.9	7.2	8.4	1.7	18.4	7.5	0.7	100

イ 北方資料

(ア) 資料の収集範囲

資料の種類、形態を問わず、また、サービス対象者を制限することなく、様々な利用者の様々な要求に応え得るあらゆる資料を収集します。

- a 北方地域の過去、現在を知り、未来を展望できる資料を収集します。
 - (a) 北方地域を主題とする資料
 - (b) 北方地域に関係の深い人物、団体等を主題とする資料
- b 新刊書は、漏れなく収集します。
- c 古書は、需要度の高いもの、資料価値の高いもの、入手が困難なものを優先して収集します。

(イ) 収集計画〔資料種別購入計画〕

前年度の購入実績を勘案して収集します。

(単位：冊・点、%)

区 分	図 書			視聴覚資料	計
	新刊書	古 書	小 計		
目標冊数	850	50	900	50	950
構成比率	89.5	5.3	94.7	5.3	100

ウ 支援活動用資料

(ア) 図書館活動重点サポート用

図書館未設置市町村における公民館図書室等の利用増を図るため、話題の小説やエッセイ等の読み物や日常生活に係る料理、育児等の実用書、絵本や児童向け読み物を収集します。

(イ) 事業協力用

子ども読書活動支援、図書館フェスティバル等の支援事業や市町村立図書館等の実施する青空図書館、読み聞かせ等を支援するために、絵本、児童向け読み物、図鑑、調べ学習用図書等の児童書を収集します。

また、大型絵本、しかけ絵本、エプロンシアター等を収集します。

(ウ) 収集計画〔分野別購入計画〕

(単位：冊、%)

区 分	実用・教養書	文学一般	児 童 書	計
目標冊数	300	370	800	1,470
構成比率	20.4	25.2	54.4	100

【 逐次刊行物 】

市町村立図書館の収集状況を考慮しながら各分野の選定基準に照らして収集します。

- ・一般資料 180 タイトル
 - ・北方資料 60 タイトル
- (計 240 タイトル)

【 視聴覚資料 】

ア 一般資料

映像資料・録音資料は、図書館学関係資料を中心に収集します。マイクロ資料は、北海道新聞地方版を収集します。電子資料は、図書から切り替わった資料を継続収集します。

イ 北方資料

映像資料・録音資料、マイクロ資料、電子資料等で北方地域を主題とする資料を収集します。

(2) 寄贈等による資料収集

ア 一般資料

政府及び政府関係機関、大学、民間団体、個人等からの寄贈等により収集する資料は、各資料の選定基準に照らして収集するほか、必要に応じて寄贈依頼するなどして有効に収集するものとし、図書資料約 5,000 冊、逐次刊行物約 1,500 タイトルの収集を目標とします。

イ 北方資料

出版情報の把握に努め、寄贈依頼等の方法を積極的に活用して、各種資料を有効収集し資料の充実を図るものとし、図書資料等約 7,000 冊、逐次刊行物約 1,200 タイトルの収集を目標とします。

(3) その他

所蔵資料の保存については、特に北方資料を最優先とし、貴重と認められる資料のデジタル化、劣化資料（酸性紙等）の複製、中性紙による帙作成及び破損資料の製本の取組を行います。

また、書庫内の防虫や空気調和環境の適正な維持等、後世への利用提供のための良好な保存環境の維持に努めます。

6 施設及び設備の整備計画

施設・設備については、その現状や活用状況を踏まえ、改善に努めます。

(1) 図書館情報システムの運用の充実

図書館情報システムを活用して、横断検索の充実を図るほか、「北方資料デジタルライブラリー」によるデジタル資料の提供や、図書館ポータルサイトを活用した相互貸借の円滑な運営と関係者の情報交流を促進します。

(2) 収納スペースの確保

書庫狭隘の解消に向け、道立学校等の遊休施設の活用を計画的に進めます。

(3) 施設等の補修等の取組

施設等の補修等については、既決の予算や本庁への予算要求等により緊急性や優先度に応じ、修繕・更新に努めます。

7 非常措置計画

火災その他の災害に備えるため「北海道立図書館防火管理規程」を定めています。

また、図書館で起きる様々な危機に対応するため、危機対応マニュアルを作成しています。

実践的な避難訓練を行うなど、突発的な災害・事故等に際し迅速かつ的確に対処できるよう、職員個々の危機管理能力の向上に努めます。

8 管理運営と組織・機構の改善

平成 24 年度の政策評価を踏まえ、他都府県の状況等も参考にしながら、望ましい運営形態などについて検討することとします。

(1) 管理運営の効率化

引き続き施設の適正な管理や予算の執行の効率化に努めます。

(2) 職員の資質向上

各種研修会等への参加を奨励し、研修で得た知識、技術等の共有化に努めるとともに、職場内研修や職員の自主的な研修を推進します。

北海道立図書館防火管理規程

(平成18年3月31日館長決定)

この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条並びに北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）第19条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、北海道立図書館（以下「図書館」という。）における防火管理の徹底を期し、もって、火災その他の災害を予防し、警戒し、鎮圧し及び災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

(他の規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため防火管理について、必要な事項は別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

第2章 防火管理機構

(防火管理責任組織)

第3条 常時の火災予防について徹底を期するため、次の管理責任者等を置くこととし、北海道立図書館長（以下「館長」という。）がこれを指定する。

- (1) 防火管理者
- (2) 火気取締責任者

2 前項のための組織及び任務分担は、別に定めるところによる。

(自衛消防組織)

第4条 火災その他の事故発生の場合、その被害鎮圧のため図書館内に自衛消防組織を置く。

- 2 自衛消防組織を指揮監督するため、自衛消防本部長及び自衛消防副本部長を置く。
- 3 前項の組織及び任務の分担は、別に定めるところによる。

第3章 火災予防

(点検基準)

第5条 火災予防のための消防用設備等の点検基準は、次による。

区 分	点検種別等	総合点検				機能点検			点 検 期 間
		作動	外観	機能	総合	作動	外観	機能	
	自動火災報知設備	○	○	○	○		○	○	6月ごと(総合年1回、機能年1回)
	防火戸・防火シャッター設備	○	○	○	○	○	○	○	
	誘導灯及び誘導標識		○	○			○	○	
	屋内消火栓設備		○	○	○		○	○	
	ハロゲン化物消火設備		○	○	○		○	○	
	消 火 器 具		○	○			○	○	
	非常放送設備	○	○	○	○		○	○	
	非常電源設備	○	○	○	○		○	○	
	避難器具		○	○	○				

(改善措置並びに記録保存)

第6条 前条に基づく点検の結果、改善を要する事項を発見した場合は、防火管理者にすみやかに報告するものとする。

2 防火管理者は、前項の報告を受けたとき、館長の指示を求め、改善に努めなければならない。

3 点検の結果は、点検票に記録し、保存しなければならない。

(臨時火気使用)

第7条 図書館の施設内及び敷地内において臨時に火気を使用する場合は、防火管理者の許可を受けなければならない。

2 図書館の施設内及び敷地内において喫煙は禁止する。

第4章 災害防御

(防御)

第8条 図書館の施設内及び敷地内に火災発生又はその他の災害が発生した場合は、被害を鎮圧するため、第4条に定める自衛消防組織の編成により担当任務の遂行に当たるものとする。

第5章 教育訓練

(防火教育)

第9条 図書館の職員は、進んで防火に関して教育を受け、防火管理の万全を期するよう努めるものとする。

(消防訓練)

第10条 災害に際し被害を鎮圧するため、消防訓練によって技術の向上に努めるものとする。消防訓練は、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

第6章 消防機関との連絡

(連絡事項)

第11条 防火管理者は、次の事項について常に消防機関と連絡を密にして、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

- (1) 消防計画の提出（改正の際は、その都度）
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 建物及び諸設備の使用、変更する場合の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
- (5) その他防火管理に必要な事項

第7章 その他

(その他)

第12条 この規程は、図書館の業務委託に係わる者、物品の納入等で出入りする業者等並びに利用者についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年5月1日の館長決定は廃止する。
- 3 この規程は、平成19年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成23年6月1日から適用する。

北海道立図書館自衛消防組織編成表

